

○公共事業全般における残事業の投資効率性評価の基本的考え方

出典：公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針 平成 16 年 2 月 国土交通省

<費用の計測>

- ・ 「事業を中止した場合 (without)」の対応としては、「環境改善や安全確保などの理由により原状復旧し、放置する」場合、「原状復旧後、資産を売却し、他用途へ転用する」場合「事業規模を縮小し、部分的にでも供用を図る」場合など、いくつか対応案が考えられる。
- ・ これら中止した場合の対応案のうち実現可能な案の中から、再評価の時点における事業の進捗状況、対応案のために追加的に必要となる費用など経済効率性の観点などを踏まえ、適切なものを設定するとともに、設定の根拠等を明示する。

<費用の計測>

- ・ 残事業の投資効率性」の費用は、「継続した場合 (with)」の費用から「中止した場合 (without)」の費用を除外して求める。つまり、再評価時点までの既投資額のうち、回収不可能な投資額 (埋没コスト) については費用として計上しないと考える。
- ・ 中止した場合に必要な撤去、原状復旧費用等の追加コストとしては主に以下のものが考えられる。
 - ① 部分的な供用のために必要な追加費用
 - ② 中止した場合に、環境保全や安全確保、資産の売却や他への転用などの理由により必要な撤去費用、原状復旧費用 (仮設、建設中施設等の撤去等)
- ・ 用地などの売却可能とされる資産であっても、長期的にも他の用途での活用が難しく、売却されずに放置される (埋没コストとなる) ことが想定される場合は「機会費用=0」として、「中止した場合 (without)」の資産売却益として計上しない。
- ・ 中止に伴い発生する、負担金、借入金の返還などは財務上の問題であり、主体間の所得移転であって、社会全体としてみれば変化しないため考慮しない。
- ・ 工事一時中止もしくは契約解除に伴い生産活動の機会損失が想定される場合は、中止に伴い発生する工事契約者等への違約のための損害賠償金を計上する。

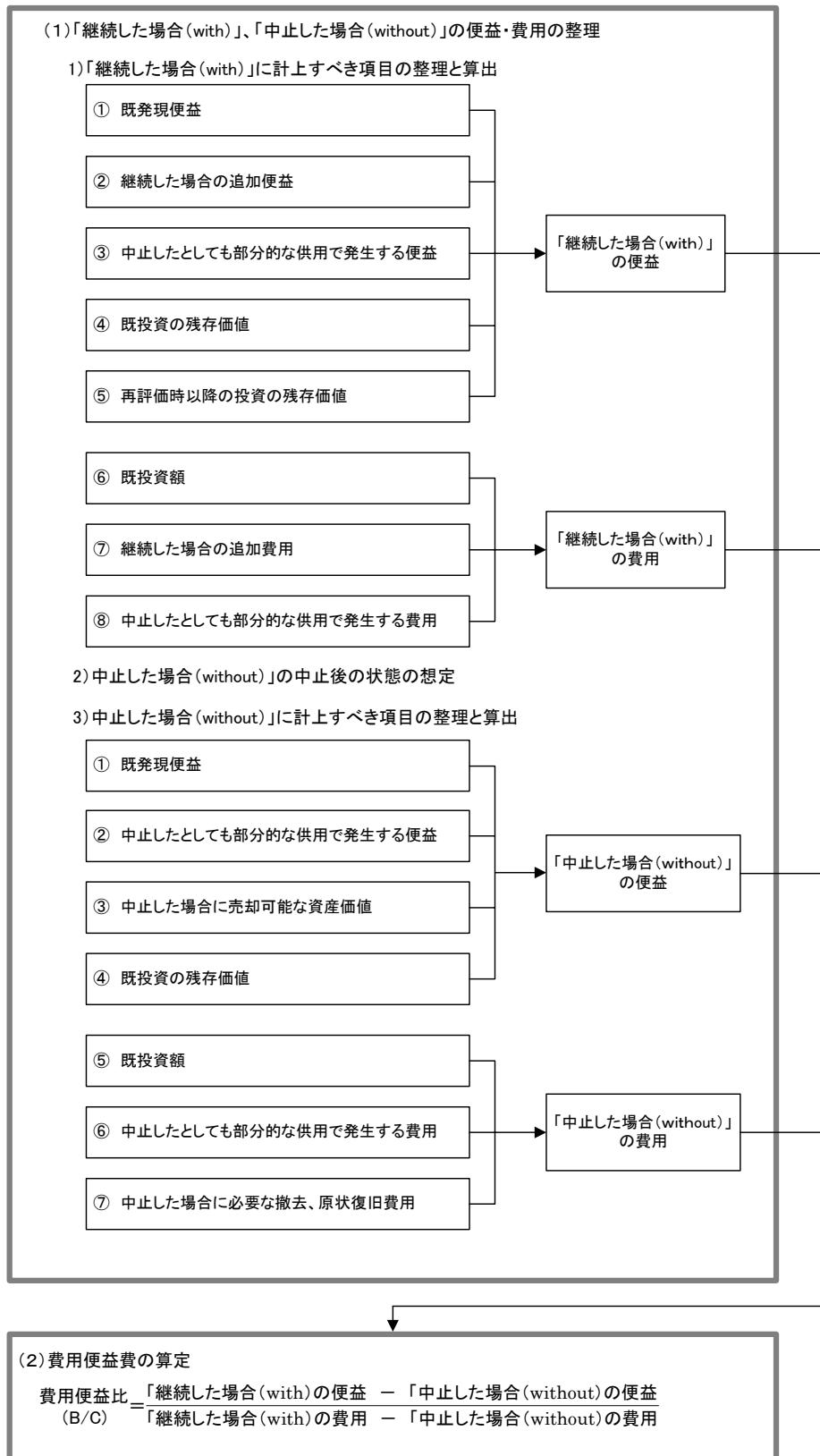
<便益の計測>

- ・ 「残事業の投資効率性」の便益は、「継続した場合 (with)」の便益から「中止した場合 (without)」の便益を除外して求める。つまり、再評価時点までに発生した便益 (既発現便益) については便益として計上しないと考える。
- ・ 現時点では貨幣換算が計測技術上困難なため、費用効果分析の便益として計上されていない効果 (例えば、生活環境、自然環境、景観等) についても、必要に応じて定性的な評価項目として考慮する。

<評価の対象期間等の設定>(注)

- ・ 評価の対象期間は、再評価時点において今後の想定される整備スケジュールと事業内容に基づき、事業全体が完成するまでの事業実施期間と耐用年数を考慮した供用期間により設定する。
- ・ 部分的な施設の供用などにより、評価対象期間前までに耐用年数に達する施設がある場合は、当該施設が評価対象期間の間、機能を果たすために必要となる修繕費、更新費等を適切に見込む。

(注)本マニュアルの評価の対象期間は、事業の完了後 50 年間とした(2-4.算定期間を参照のこと)



出典：公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針 平成 16 年 2 月 国土交通省

